

# 大磯町まちづくり条例施行規則第 58 条第 7 号に規定する技術基準等を定める要綱

第1条	趣旨	171
第2条	道路等	171
第3条	公園施設	172
第4条	排水施設等	173
第5条	消防水利等	176
第6条	ごみ集積所	180
第7条	防犯灯	180
別表第1	設計CBRが3以上の道路の舗装構成（第2条関係）	181
別表第2	歩道の舗装構成（第2条関係）	181
別表第3	植樹樹木一覧表（第3条関係）	182
別表第4	標準公園施設	183
		(~190)
別図第1	第2条関係（マンホール蓋・蓋受 標準図(道路排水用)）	191
別図第2	第2条関係（カーブミラー標準構造図）	192
別図第3	第4条関係（0号組立マンホール標準図、副管取付標準図）	193
別図第4	第4条関係（塩ビ製マンホール標準構造図）	194
別図第5	第4条関係（マンホール蓋デザイン図）	195
別図第6	第4条関係（大磯町型塩ビ製公共汚水ます標準図）	196
別図第7	第5条関係（防火水槽鉄ぶた）	197
別図第8	第5条関係（吸水口が集水ピット内に入る場合の設置例）	198
別図第9	第5条関係（採水口）	199
別図第10	第5条関係（導水装置併設防火水槽）	200
別図第11	第5条関係（消火栓位置表示塗装）	201
別図第12	第5条関係（消防水利標識）	202
別図第13	第5条関係（消防活動用空地立看板）	203
		(~204)
公園整備金銭負担基準		205
		(~210)

